



Title	ザクセンシュピーゲルにおけるレーン法と国制（１）
Author(s)	石川, 武
Citation	北大法学論集, 50(3), 35-76
Issue Date	1999-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14966
Type	bulletin (article)
File Information	50(3)_p35-76.pdf



[Instructions for use](#)

ザクセンシユピールゲルにおけるレーン法と国制(一)*

石川 武

目 次

主要文献略語表

はじめに

一 ザクセンシユピールゲルにおけるレーン法(一般)

(二) ラント法と裁判権レーン

- (二) レーン能力(＝レーン法の担い手)
 - (三) 家臣の義務
 - (四) 家臣の権利
 - (五) 国制要因としてのレーン法の限界
- 二 ザクセンシュピীগエルにおける国制 ―その骨格―
- (一) 用語法の全般の特徴
 - (二) 「ライヒ」
 - (三) 「皇帝」
 - (四) 「国王」
 - (五) 「諸侯」
 - (六) 「授封された裁判官」
- 三 ザクセンシュピীগエルにおけるレーン法と国制
- (一) 本章の課題
 - (二) レーン法国制化の契機
 - (三) 裁判権レーン(＝ラント法上の裁判権)と「国家」
 - (四) 現実のレーン法・国制からの距離

(以上本号)
(以下次号)

主要文献略語表

- 「テキスト」＝ *Sachsenspiegel Landrecht u. Sachsenspiegel Lehnrecht*, MGH, *Fontes iuris Germanici antiqui. Nova series. T. I, P. I u. P. II. Editio tertia*, hrsg. v. K. A. ECKHARDT, 1973.
- 「邦訳」＝久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』、一九七七年、創文社。
- 「アウクトル・ヴェートゥス」または「Av」＝ *Auctor vetus de beneficiis, Bibliotheca rerum historicarum*, hrsg. v. K. A. ECKHARDT, 1972.
- 石川「ゲヴェーレ」、「アイゲン」、「ラント法とレーン法」、「補論」、「平和と法」、「*rechlos*」、「最終講義」、「法の生成」、「裁判(権)」、「中世法」＝石川武「ザクセンシュピーゲルにおけるゲヴェーレ」、本誌三七の二、一九八六年、「ザクセンシュピーゲルにおけるアイゲン」、「法制史研究」三六、一九八七年、「ザクセンシュピーゲルにおけるラント法とレーン法」(一)、本誌三九の五・六、一九八九年、「アイゲンとゲヴェーレ・補論」、本誌四〇の三、一九九〇年、「ザクセンシュピーゲルにおける平和と法」(二)、本誌四〇の五・六、一九九〇年、「*rechlos*であって *echlos*でない者」、本誌四一の五・六、一九九一年、「中世法の規範構造を求めて——最終講義——」、本誌四二の三、一九九二年、「西洋における法の生成」(1)～(10)、「書齋の窓」四六三～四七二、一九九七～九八年、「ザクセンシュピーゲルにおける裁判(権)」、本誌四九の一、一九九八年、「中世法の規範構造——ザクセンシュピーゲルの場合——」、本誌四九の三、一九九八年。
- クレッシェル『*ゲルマン法*』＝K・クレッシェル著、石川武監訳『*ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しき道*』、一九八九年、創文社。
- KROESCHEL, *Der Sachsenspiegel = Karl KROESCHEL, Der Sachsenspiegel als Land- und Lehnrecht*, in: *Der Oldenburger Sachsenspiegel, Kommentarband*, hrsg. v. Ruth SCHMIDT- WIEGAND, 1997.

- KROESCHELL, Lehnrecht u. Verfassung = Karl KROESCHELL, Lehnrecht und Verfassung im deutschen Hochmittelalter, 1997 (和田卓朗訳「中世中期ドイツのレーン法と国制」、『法学雑誌』(大阪市大) 四四の一、一九九七年)。
- FEHR, Staatsauffassung = Hans FEHR, Die Staatsauffassung Eikeses von Reggau, ZRG: GA. Bd. 37, 1916.
- KRAUSE, Leihzwang = Hans-Georg KRAUSE, Der Sachsenpiegel und das Problem des sogenannten Leihzwangs, ZRG: GA. Bd. 93, 1976.
- WOLF, Königswähler = Armin WOLF, Königswähler in den deutschen Rechtsbüchern, ZRG: GA. Bd. 115, 1998.

はじめに

(一) 私は最近、ある共同研究の必要から、「中世の法と国制——ザクセンシュピューゲルの場合——」と題する論文を執筆し、ザクセンシュピューゲルにおける法と国制の関係について論ずる機会があった。⁽¹⁾そこでは、これまで私が主にラント法を中心に同書における法の規範構造を論じてきたこともあって、レーン法の方から、また、主にレーン法を中心に与えられた課題(Ⅱ「法と国制」)を検討したが、それによって得られた結果は、もちろんレーン法に関しては幾つかの新しい知見が得られたものの、従来ラント法を中心に検討して得られた見解を改めて再確認することになった。

しかし、右の論文においては、まずそれを共同研究の参加者の中での討論の叩き台にし、それぞれの論文に他の参加者のコメントを加えた上で単行本の形で公開する、という目的設定のために、紙幅は極度に切り詰められたものとなり、

執筆者の主張は一々論拠をあげて論証するに及ばないとされた。それによつて私の場合には（与えられた紙幅をかなり超過することを認めてもらつたにもかかわらず）、通説とは対立する理解をしているものについても、ザクセンシュピーゲルにおける関係キー・ワードの用語法や関係条項の読み方にまで立ち入つて論ずることがほとんどできず、また特に国制については当然取り上げるべき問題をも割愛せざるをえないことになった。そこで私は、すでに右の論文において、「これらの欠を補うために遠からず別稿を公にするつもりである」ことを予告しておいたが、本稿がその「別稿」にほかならない。

こうした本稿の成立事情から、本稿においては、前稿に本文の中でも若干の、また註の形ではかなりの分量の補筆を加えたが、特に本文においては（二・一六）「授封された裁判官」を付け加えたのを別にして、前稿を大部分、ほとんどそのまま繰り返すことになった。この点あらかじめお断わりしておきたい。

(2) 本稿の表題、「レーン法と国制」についても、あらかじめお断わりしておきたいことが三つある。

(a) 前稿と表題を変えたのは、前稿が共同研究の一環として書かれたため、与えられた課題に則して表題を付したのに対し、本稿は実質的に表題を選んだからであつて、内容は基本的には同じである。

(b) 本稿においても、私見をまとめるための最も重要な基礎的作業となつているのは、ザクセンシュピーゲルにおける関係キー・ワードの用語法の網羅的検討であるが、本稿の主題である「レーン法と国制」のうち、*Lehnrecht* の用語法についてはかつて検討したことがあるので、本稿（ないし前稿）⁽²⁾執筆のために新たに検討したのは「国制」に関連するキー・ワードの用語法である。ただし、「国制」(*Verfassung*) というのは、もちろん、われわれ現代の研究者が用いる分析道具であつて、ザクセンシュピーゲルにはそれに当たる語ないし概念は存在しない。私自身はそれに関連するキー・ワードをできるだけ内在的に——具体的には、*rike* (ライヒ)、*keiser* (皇帝)、*konig* (国王) の三つの語から出発して、

それらとのつながりをいわば芋蔓式に辿って——選出したつもりではあるが、「国制」像を異にする研究者が私とは異なった選択をする可能性は当然残⁽³⁾されている。

(c) しかし、本稿で論ずるのは、いずれにせよザクセンシュピールから読み取れる「国制」のすべてではなく、レーン法(ないしレーン制)とかわる限りでのそれである。したがって、「国制」全体のあり方を論ずる場合には当然取り上げなければならない問題も、レーン法(ないしレーン制)と関係のないものは取り上げていないし、また、ラント法上の裁判権についても、主として「裁判権レーン」としての側面に限って論じられているにすぎない。⁽⁵⁾

一 ザクセンシュピールにおけるレーン法(一般)

(一) ラント法と裁判権レーン

ザクセンシュピール(の現行刊本)の本文は、周知のように、「ラント法」三巻と「レーン法」一巻から成る。⁽⁶⁾ 同書の著者(アイケ・フォン・レプゴウ)自身が与えた「定義」(的説明)によれば、レーン法が「レーンに関する法」であるのに対して、ラント法とは「アイゲン、およびすべての者の生命(≡死刑)に関する法(Fecht)」である。ただしこの場合(にも)、Fechtの語が「裁判権」を意味すること——したがって、ラント法は(主に)「アイゲンおよびすべての者の生命に関する裁判権」であること——を見落⁽⁷⁾としてはならない。

ラント法上の裁判権は、もともと神に由来し、「神の怒りと彼の審判」をこの世に行わしめるため神から皇帝に託されたものであって、その枢軸に位置するのは犯罪を裁くための流血(≡刑事)裁判権である。しかし、「皇帝はすべて

の地^{ラント}にあつて常時犯罪を裁くことをえない」ため、それはさらに皇帝(ないし国王)から諸侯へ、諸侯からグラーフへと、ヘールシルト制の階梯を辿つて、(詳しくは改めて説明するが、原則として)「第三の手」まで授封される。いわゆる「裁判権レーン」(Ien an gericht = Gerichtslehen)である。さらに、(これを授封された)裁判官(主にグラーフ)に対し国王から直接に授与される国王罰令権(des koninges ban = Königsbann)に裏打ちされて、このラント法上の裁判権は、アイゲンの帰属と参番自由人の犯罪をも含む「すべての訴え」を裁きうるものとなる。

参番自由人はアイゲン(=自有地、自由世襲地)の主要な持主であり、もともと自立的な小領主的存在であつたと推定される。ザクセンシュビーゲルのラント法は、なお古い要素を多くとどめているとはいへ、(中世の平和運動=ラントフリーデによつて生み出された)「平和の法」(=身体・生命刑のシステムおよびそれを効果的に適用するための(特に現行犯)手続)を武器にして、彼等によつて担われていた「アイゲンの世界」に挑みそれを「法の世界」に組み込もうと努めている。したがつて、国王を頂点とするラント法上の裁判権の系列は、「公的」な性格を帯び、そのまま(生成の緒について)「国家」(の基軸)を具現している、と言つてもよい。

同書においてはラント法がレーン法に対して優越的地位に立っているが、その根拠も(主に)右に略述した点に求めることができる。しかし、ラント法上の裁判権が裁判権レーンとして諸侯やグラーフに授封されるということだけからしても、レーン法(ないしレーン制)の問題を抜きにして同書における「国家」(ないし国制)のあり方を論じえないことは明白である。ただ同書においては、裁判権レーンはいわゆる「特別(ないし特殊)なレーン」(Sonderlehen)の一つとして「正規のレーン」(recht lein)と区別されており、その特殊な性格を理解するには「正規のレーン」の一般的なあり方を把握しておくことが前提となる。本章ではまず「正規のレーン」を中心にしてザクセンシュビーゲルの「共通のレーン法」(gemeine leinrecht = allgemeines Leinrecht) (=レーン法⁹⁾一般)の基本的特徴を概括的に述べておきたい。

(二) レーン能力(＝レーン法の担い手)

ザクセンシュピエゲルの「レーン法」は、いわゆる「ヘールシルト制」(Herschidordnung)の叙述から始まる(レーン法⁽¹⁰⁾)。それによれば、ヘールシルト(Herschilt)(＝レーン能力、ないし、それをもつ者の(身分)序列)は国王に始まり第七シルトで終ること、ただしそれは世俗諸侯が司教たちの家臣となつて第六シルトを第七シルトに引き下げて以来のことであること等が判る。それにひきつづき、レーン能力をもちうる者が、「聖職者、婦人、農民、商人、および、(各人生得の)法(recht)を欠きもしくは嫡出でなく(unecht)生まれたすべての者、および、父(の代)からまた祖父(の代)から騎士の出自をもたないすべての者、これらの者はレーン法(上の能力)(tenecht)を欠くべきである」(同二・一)と、ネガティブな形で規定されている⁽¹²⁾。

ここで特に注目されるのは次の三点である。①「ラント法」のヘールシルト制の中には、参審自由人が第五シルト(彼等の家臣は第六シルト)の持主として登場してくるが(一・三・二)、レーン法一には、また「レーン法」全巻を通じて、参審自由人はまったく姿を見せない。②レーン法二・一では、いわゆる「職業身分」観が前面に出ており、その反面、自由人であることはレーン能力をもつ要件に数えられておらず、「レーン法」全巻を通じて、そもそも「自由(人)」の語が封建身分の者について用いられることはほとんどない⁽¹³⁾。③同じ二・一の「レーン法を欠く者」の中には、「法を欠く者」(＝「法喪失者」)⁽¹⁴⁾が挙げられている(つまり、ラント法上「法喪失者」になれば当然レーン能力をも喪失する、とされている)反面、自分と同じヘールシルトをもつ者の家臣となつて自分のシルト(＝レーン法上の序列)を引き下げても、ラント法上の(各人生得の)法や出生身分を損なわないことが(「ラント法」の一条項 三・六五・二に)明記されている。つまり、レーン能力に関する準則の中にも、レーン法に対するラント法の優位が貫かれているのである。

(三) 家臣の義務

(一) ある主君と主従関係を結びその家臣となろうとする者は、主君の許に赴いて臣従礼 (manscap = Mannschaft) を捧げ、その一環として、いわゆる「托身礼」にひきつづき「忠誠宣誓を行って」(hulde tun) (同じ表現は、後述するように、いわゆる Amseid = ある官職への)「就任宣誓」にも用いられる)、次のように誓約しなければならない。「私は(これ以後 貴下に対し、私が貴下の家臣であることを望み、自分の所領を(レーンとして) 受領しようとする限り、法(の定め)によって家臣がその主君に対してそうなくてはならないように、誠実(ないし忠誠)(tuwe = tru)であり、また忠実(holt = hold)⁽¹⁵⁾であり(つづけ)ます」と(同三)。

これによって、家臣が主君に対し(包括的に) Treue (および Hulde) の義務を負うことは明かである。この Treue の義務は、一般には、「Rat und Hilfe (助言と助力 = 言葉と行動)⁽¹⁶⁾をもって主君を扶けること」などと説明され、かつては「ゲルマン法」の倫理的支柱として称揚されたこともあるが、そもそも tuwe の語がザクセンシュピエゲルのテキストに現れる機会はそれほど多くなく、⁽¹⁷⁾それが具体的に(特に「法的に」)何を意味するかは次の三点のほかは判然としない。① vuchsale (= Fuchsal) (家臣が重病に罹ったり、あるいは、国から離れようとする場合、所領が主君の手許に戻るのを回避するために、自分が健康を恢復しあるいは再び自分の国に戻ってきたならば返還する、という条件で行われるいわば脱法行為としての授封)はこの義務に反する (weder sinen truwen = wider seine Treue) (同五八・二)。⁽¹⁸⁾②また、主君または家臣が(事实上、フェーデ宣告の意味をもちうる)主従関係解約の手続をとる前に軍勢を集めるとこの義務に違反したことになる (weder sine truwe = wider seine Treue) (同七六・六)。⁽¹⁹⁾③この条項からもうかがわれるように、Treue の義務は(忠誠宣誓を行った)家臣だけが一方的に主君に対して負うのではなく、(忠誠宣誓を受領しただけの)主君も家臣に対して同じ義務を負っている(いわゆる「双務的」性格)⁽²⁰⁾。

(2) そこで「レーン法」に現れる家臣の具体的な義務を見ていくと、最も主要なものは次の二つに大別することができる。

(a) 軍事勤務(ないし軍役義務) (Militärdienst)。ザクセンシュピーゲルにおいても、(当時一般にそうであったように)、家臣は主君に対し(おそらく年間)六週間「自分自身の費用で」軍事勤務に従事する義務を負う、とされている。⁽²¹⁾ただし、これについては次の三点について注意する必要がある。①軍事勤務に関する条項は(次の参廷義務に関するものと同く)著しく少なく、全体として印象が薄い。⁽²²⁾②主君が家臣に対し軍事勤務を命ずるには「六週間前に判決をもつて」そうしなければならぬとされているから、その命令はレーン法廷で(裁判の形式をとりその手続に従って)下される。⁽²³⁾③この義務は、時に *here(v)art (= Heertahrt)* と呼ばれることもあるが、大部分 *des rikes denest (= Reichsdienst)* と呼ばれているだけでなく、上級主君から(判決をもつて)命令された場合に限り家臣に命ずることができるとされており、すべて(元を辿れば国王の命にもとづき)「ライヒに對し、ライヒのために」なされるという建前が貫かれている。⁽²⁷⁾

(b) 参廷義務 (Gerichtsdienst od. pflicht)。すなわち、家臣は、主君の召喚に応じてレーン法廷に出頭することはもちろん、主君の招集に応じてレーン法廷に参集し、判決發見人、証人、代言人としてその審理に協力しなければならぬ。⁽²⁸⁾これについても次の三つのことに注意しなければならない。①ザクセンシュピーゲルにおいては、同書の「法書」としての性格上当然とはいえ、この義務および(それに関連する)裁判手続は、「レーン法」の中心テーマと言つてよいほど詳細に叙述されている。⁽²⁹⁾②この義務は時に *hofvart (= Hofahrt)* と呼ばれることもあり、参廷義務の一環とも考えられるが、同書には家臣が主君の側近にあつて行う日常的勤務に関する叙述は(ほとんど)見当たらず、かえつて「どこであれ国王が公然と(＝閉じられていない場所で)裁判集会を開くところ、そこに *hof* (この場合、特に法廷)がある」(同七二・二)と言われている。③レーン法廷においては、当時の裁判が一般にそうであったように、主君はいわば

「議長」(＝進行)役をつとめ、審理の(最終段階だけでなく、その)節目ごとに、家臣たちに「判決」を「質問」するだけで、「判決」を「発見」(＝提案)しそれに「賛同」するのはもっぱら家臣の仕事であり、家臣たちの「賛同」を得たもののみがレーン法廷の「(終局)判決」となる。したがってこの参廷義務は、いわゆる「同輩(＝同等身分者)による裁判」という「権利」としての側面をももっていた。⁽³²⁾

(四) 家臣の権利

(1) そこで次に、家臣が「正規のレーン」(rechtl. len)についてもつ権利を、特に「特別(ないし特殊)なレーン」(Sonderlehen)と対比される際に問題になる点を中心に見ていくと、主要なものは以下の三つに要約することができる。⁽³⁴⁾

(a) 家臣は主君から授封された所領をさらに自分の家臣に(又)授封することができる(又授封(Aufbelehung)権)。

(なお、家臣はそれを小作地として貸し出すこともできるが、ザクセンシュピエーゲルにおいては、領主＝小作人関係は(基本的には)ラント法に属すると考えられているので、⁽³⁵⁾ここでは省略する。)(b) 家臣が死亡した(いわゆる Mannfall)の場合、所領はそのゲヴェーレ(＝占有権)とともに直ちに封相続人(＝家臣の息)の占有・支配に移る。ただし相続人は一年と一日以内に主君の許に赴き臣従礼を捧げて改めてその所領の授封を受ける必要がある(いわゆる「相続」権)。(c) 主君が死亡した(いわゆる Herrenfall)の場合など、主君の側に異動があった際にも、⁽³⁶⁾家臣は一年と一日以内に新しい主君⁽³⁷⁾の許に赴き臣従礼を捧げて所領の授封(更新)を希求(ないし請求)することができる(授封更新請求権⁽³⁸⁾)。なお、(b)・(c)については、(新しい)主君は、家臣がヘルシントを欠き、あるいは、強奪などの犯罪を犯してラント法廷で訴えられたまたは(地方的)追放に処せられているなど、特段の理由のない限り、家臣の捧げる臣従礼を(したがって、所領の授封をも)拒むことをえない。⁽³⁹⁾

(2) 家臣がその所領についてもつこうした権利は、さらに次のような手続(法)的権利によって裏打ちされる。

(a) 「レーン法」にも、(ラント法二・七〇と同旨の) あらかじめゲヴェーレ(≡占有権)が判決をもって否認されない限り、なんびともそのゲヴェーレ(≡所領ないしその占有)から逐い出されてはならない、という趣旨の条項がある(三八・四)⁽⁴⁰⁾。つまり主君は、(前述した「同輩による裁判」において家臣仲間の賛同を得た上で)レーン法廷の判決を得なければ、家臣の占有する所領^{レシ}を取り上げることができない。(b) 主君が家臣を問責すべくそのレーン法廷に召喚した場合、家臣が三度それに応ぜず不出頭を続けると、その所領はレーン法廷の「判決をもって」主君に没収される。しかし、この場合でも家臣は、一年と一日以内に主君の前に出頭して雪冤宣誓を行えば、この所領を取り戻すことができる(同六五・二一、六六・二二)⁽⁴¹⁾。そもそも家臣は、ラント法廷で起こった事由を除き、主君のあらゆる問責を雪冤宣誓によって免れることができる、とされているのである(同一九・二二)⁽⁴²⁾。

(五) 国制要因としてのレーン法の限界

以上のように極度に家臣権の強化されたレーン法(ないしレーン制)がそのままでは「国家形成的」に機能しえないことは言うまでもない。しかし、ザクセンシュピエーゲルのレーン法には、それを国制の構成要因として見た場合、さらに次の二つの限界(ないし欠陥)が内在している。

(a) レーン法廷は主君とその家臣(のみ)によって構成されている。そこへの参廷義務を負い、そこで判決発見人や証人となりうるのも、(原則として)その主君の家臣だけである。このため、それが管轄しうるのは、(原則として)主君とその家臣の間または同一主君の家臣同志の間で生じる事案に限られることになる⁽⁴³⁾。したがって、こうした人的関係をこえる事案については、犯罪はもとより、⁽⁴⁴⁾(一般には)異なる主君をもつ家臣間に生じるレーンの帰属をめぐる紛争

を裁きうるレーン法廷は存在せず、レーン法だけではそうした事案の法的（＝実力ではなく裁判による平和的な）解決は望めない。

(b) さらに、ザクセンシュピーゲルの「レーン法」には、「特別なレーン」の一つとして、「主君のアイゲンであるレーン」、(学者の) いわゆる「アイゲン・レーン」(Eigenlehen) がしばしば姿を見せる。⁽⁴⁶⁾ これは、主君が上級主君から授封された所領(特に、元を辿れば国王から授封された「ライヒの所領」)を家臣に(又)授封するのではなく、自分のアイゲン(の一部)を(直接に)家臣に授封する場合のことである。したがって、このアイゲン・レーンは、その上に上級主君が存在せず、国王を頂点とするレーン(制)のヒエラルヒーあるいは「レーン制国家」を上から見ていくと、その中には組みこまれない空白部として残されることになる。

もちろん、サクセンシュピーゲルには、こうしたレーン法(ないしレーン制)の限界を克服するさまざまな契機が、レーン法の内部にも、また特にラント法との関係においても認められる。しかし、ここでは、そうした契機について論ずる前に、同書におけるキー・ワードの用語法から判る限りで、同書に見られる「国制」像ないし国制の骨格を明らかにしておくきたい。

二 ザクセンシュピーゲルにおける国制——その骨格——

(一) 用語法の全般的特徴

ザクセンシュピーゲルにおいて「国家」を指す語は、(割り切つて言えば) *nke* (= *Reich*) だけであり、⁽⁴⁷⁾ その頂点に立つ

てそれを統御するのは *keiser* (= *Kaiser*) ないし *koning* (= *König*) である。そこでまずこれら三つの語の用法を調べてみると、その使用頻度については次のような結果が得られる。⁽⁴⁸⁾

nike の語は、*königrike* の語をも含めて、「諸侯主の出自」の〔三〕箇所、「ラント法」の二六〔二九〕条項中の三六〔四三〕箇所、「レーン法」の二三条項中の三三〔三七〕箇所、都合四八〔五二〕条項中の六九〔八三〕箇所⁽⁴⁹⁾に、*keiser* の語は、*keiserlik* (= *kaiserlich*) の語を含めても、「ラント法」の一三条項中の一五箇所⁽⁵⁰⁾だけに、*koning* の語は、*koning-lik* (= *königlich*) の語をも含めて、「序文」の一箇所、「ラント法」の六一〔六四〕条項中の八六〔九二〕箇所、「レーン法」の二二〔二三〕条項中の一六〔一九〕箇所、都合七四〔七八〕条項中の一〇三〔一一二〕箇所⁽⁵¹⁾に現れる。

すなわち、*nike* の語は「ラント法」と「レーン法」にほぼ均等に（ただし、両者の分量を考えると、むしろ「レーン法」にやや厚く）分布しているのに対して、最も多く用いられる *koning* の語は「ラント法」に集中的に現れ、*keiser* の語は、飛び抜けて使用頻度が低いだけでなく、いささか驚くべきことに、「レーン法」にはまったく姿を見せない。⁽⁵³⁾

このことからわかれわれにとってさまざまな問題が生まれてくる。たとえば、*koning* の語が「ラント法」に集中的に現れることはラント法上国王が果たす役割から容易に説明できるとしても、*nike* の語はなぜ（「ラント法」よりも）むしろ「レーン法」においてやや頻繁に用いられるのか、また、*keiser* の語はなぜこのように（他の二語と比較して）極度に少なくしか用いられないのか、等々。後者に関連してはさらに、*keiser* の語はなぜ「レーン法」の部でまったく用いられていないのか、もしかして、「レーン法」の部には——「ラント法」とは異なり——そもそも「皇帝」という（「国王」と明確に区別された）概念が（まだ）なかったのではないか、という疑問さえ浮かんでくる。以下においては、これらの問題、特に *keiser* の用語法に関する疑問を念頭に置きながら、個別にこれら三つの語の用法を（原則として著者自身の手に成るとされるテキストに限って）順次検討し、その結果を重要な点に限って摘記することにした。

(二)「ライヒ」

(一)「ラント法」の一条項によれば「rikeはバビロンに興り、すべての地ラント(あるいは、国)を支配した」が、ペルシャを経てギリシャに移った。それをローマが奪い、ユリウス(・カエサル)が*keiser*になった。「今もローマは世俗の剣(＝世俗の世界に対する支配権の象徴)を、また聖ペテロから宗教的なそれ(＝世界に対する宗教的支配権の象徴)をも保持している。それゆえそれ(＝ローマ)は世界の頭首と呼ばれる」という(ラント法三・四四・一)。

いわゆる「Translatio imperii」であり、この場合、rikeの語が「(世界)帝国(に対する支配権)」、あるいは、(当時現存したものとしては)「(われわれの言う) (神聖)ローマ帝国」を指していることは明かであろう。しかし、rikeの語をこの意味での「帝国(に対する支配権)」と訳しうるのは、このほかにはせいぜい明示的に *romesch rike* (= *Römisches Reich*) と言われている二箇所だけである。⁽⁵⁴⁾

rikeの語が「国家(＝ライヒ)の支配領域」という含意をもつ場合でも、著者の念頭にある「ライヒ」は(われわれの言う)「ドイツ王国」に限られる⁽⁵⁵⁾。その「ドイツ王国」は、かつてはそれぞれ独立の *konigrike* (＝王国)であったものが「ロトマ人」によって征服されたとして、右の意味での「帝国」とのつながりは一応つけられているものの、ザクセン人・バイエルン人・フランク人・シュヴァーベン人の四つの部族(領域)⁽⁵⁶⁾から成っており、(北)イタリアやブルグンドはその視野に入っていない⁽⁵⁷⁾。

それだけではない。vor deme (od. dat) rike des rikes kore (= *Kur*) des rikes achte (= *Acht*) などの(定型的)表現においては、rikeの語が(時には同じ条項の中でさえ) *konig* の語と互換的に用いられており、最初の例については(国王が諸侯を召集して開催されるいわば最高裁判所としての)「宮廷裁判所」(*Hofgericht*) という含意をもつ可能性があり、⁽⁵⁹⁾ また最後の例については(追放される領域としての)「王国(全体)」という含意が強くこめられているにしても、rikeの語が具

体的には「皇帝」ではなく「国王」を指し、あるいは、「国王」とかかわっていることは動かないところである。

(2) *nike* の語を含む定型的表現のうちもつとも頻繁に用いられるのは、*des nikes denest* と *des nikes gut* の二つであり、いずれも(特に後者は)「レーン法」に用例が多く、しかもこれらの表現において *nike* に代わって *konig* (および *keiser*) の語が用いられることはない。⁽⁶¹⁾

(a) のうち *des nikes gut* (ライヒの所領) は、特に「アイゲン・レーン」との対比において、⁽⁶²⁾ 国王から出発し(一般には、諸侯→上級主君→主君というように)ヘールシルト制の階梯を下へ辿って家臣まで授封される所領^レを指す。ザクセンシュピーゲルでは、国王の支配下にある土地(ないし所領)について、たとえば「家領」と「国家領」といった類の区別はいっさいなされていない。しかし、「ラント法」には、あるグラーフシャフト(ルグラーフの裁判管区)の参審員が欠けた場合、国王は(ラント法上の)裁判(権)の機能を維持するために、*des nikes denstman* (ライヒの家人)を解放して参審員となし、「ライヒの所領」の中から三フリーフェ以上の土地をアイゲンとして与える、という事例が出てくる(三・八一・一)。⁽⁶³⁾したがってこの場合、「ライヒの所領」が、「国王」の支配下にありその意思によって処分されてはいるものの、「公的」な目的のために用いられる「国家領」としての性格を帯びていることは明かである。⁽⁶⁴⁾

(b) *des nikes denest* (ライヒに対する勤務)の方は、前述したように、大部分家臣が(直接には)主君に対して負う「軍役義務」を指す。この義務の中には、皇帝戴冠のための「ローマ遠征」のように、事実国王の命により「ライヒの所領」をレーンとしてもつすべての家臣がその主君とともに参加しなくてはならない、とされるものもあるが、⁽⁶⁵⁾ 主君自身の(フエーデのための)必要に応じて家臣に軍事勤務を求める場合も当然あった、と思われる。現に、前述したレーン法七六・六において、主従関係の解約手続をとる前に相手に対して攻撃する(あるいは、そのための行動を起こす)ことが違法とされているだけで、(主従関係にない者同志の)フエーデそのものまでが違法とされているわけではない。⁽⁶⁶⁾ それに

もかかわらずザクセンシュビーゲルの著者は、それをすべて「ライヒに対する勤務」と称し、それを国王の命にもとづくものに限ろうとする⁽⁶⁷⁾。こうした著者の姿勢を解く鍵(あるいはその法的根拠)は、この表現が(例外的に)「参廷義務」を指して用いられる条項に秘められている⁽⁶⁸⁾。すなわち、「レーン法」の一条項は、家臣がある事案について主君のレーン法廷に召喚ないし召集されている場合、家臣はその審理がすむまで、それ以外のレーン法上の参廷義務からはすべて解放されるとした上で、その根拠として、「彼等(=家臣たち)が、(もともと)ライヒからの(=ライヒから受領した)彼等の所領にもとづき、彼等の主君のためにレーン法(廷における審理)を扶けなければならない間は、彼等はライヒに対する勤務の中にある(in des rikes denste sin)(=ライヒに対して勤務中である)」ことを挙げる⁽⁶⁹⁾。すなわちここでは、「家臣のもつレーンが元を辿れば国王から授封された「ライヒの所領」であることを根拠にして(少なくともこの場合、国王とは無関係に召集されることがはっきりしている)主君のレーン法廷における勤務までも des rikes denest(ライヒに対する勤務)と呼び、その「公的」性格を説こうとしている。ザクセンシュビーゲルの著者が、前述したように、家臣の「軍事勤務」をすべて「ライヒに対する勤務」と呼び、国王の命にもとづくものに限ろうとするのも、同じ趣旨と解することができる⁽⁷⁰⁾。これを要するに、ここで検討した二つの定型的表現中の rikes の語は、具体的には「国王」を指すとしても、少なくとも同時に、国王によって代表される「公的」存在としての「国家」という含意を強く併せもつものになっている、と解さなくてはならないであろう。

(3)「国制」との関連では是非触れておきたい rikes の用例がもう一つある。すなわち、「人(具体的には、諸侯)が国王を選ぶや、彼(=国王)は rike に対して忠誠宣誓を行い(hulde dun)、以下のことを誓約しなければならない」(ラント法三・五四・二二)、という件がそれである⁽⁷¹⁾。ここでは、国王が忠誠宣誓(この場合、いわゆる Amtsed(=就任宣誓)を行うのであるから、その「受領者」は国王自身ではありえない。したがってこの件の「ライヒ」は、一見、そこに参集して国王を

選挙した「諸侯」のことであり、諸侯は国王とともに「ライヒ」を担い、国王不在の場合には「ライヒ」を代表する、と解することも可能かみえよう。しかしこの解釈は当たらない。ザクセンシュピーゲルの絵解本には右手を「王冠」の上に置いて宣誓する国王の姿が描かれており、また、一三世紀には *dat rike* の語に（戴冠式に用いられる「王冠」を始めとする）「ライヒの宝物」を指す用法もあった、という。⁽⁷²⁾ 国王の就任宣誓は、諸侯の面前においてではあるが彼等に對してではなく、具体的には「王冠」にかけて、もちろんそれが象徴する「国家」に對してなされるのであつて、ここでは先ほど（2）で扱った二つの表現におけるよりもっと鮮明に、いわゆる「超人格的国家観」が示されている、と言わなくてはならないのである。

(4) 念のため、この件の最後に、*rike* の語はなぜ実質的にはむしろ「レーン法」により頻繁に現れるのか、という先に掲げた疑問について一言しておきたい。前述したように、*rike* の語に関して最も頻繁に現れる表現は *des rikes gür* と *des rikes demst* の二つであり、これら二つの定型的表現は、最も多くの場合「レーン制」との関係で用いられ、「レーン法」の部に類出することになる。したがって、右のような *rike* の語の分布の背景にあるのは、当時の軍制が依然としてレーン制を軸にしている、という事実であることは間違いない。⁽⁷⁵⁾ しかし、家臣に授封される「正規のレーン」、および、それにもとづく（特に）「軍役義務」について *rike* の語を含む定型的表現が用いられていること自体も、（少なくとも潜在的には）国王を頂点とするレーン制の「公的」性格を強調しようとする著者の志向と無関係ではありえないであらう。

（以下次号）

註

- (1) この論文は、(望むらくは) 遠からず、西川洋一論『対話 ヨーロッパ史の定点』(仮題)として、東京大学出版会から公刊される予定である。以下、「前稿」と略記する。
- (2) 石川「ラント法とレーン法」。
- (3) ここで私自身の「国制」像を詳論するゆとりはないし、その必要もないであろうが、「国制(史)」の概念については、何よりもまず、山田欣吾「国家史を記述すること——Verfassungsgeschichteについて——」、『西洋中世国制史の研究Ⅱ』、国家そして社会——地域史の視点——(一九九二年、創文社)を参照されたい。
- (4) たとえば(生成途上の)ラント、都市、村、家人(法)、グルントヘルシヤフト(ないし領主・農民関係)、(総じて) Volkの問題 (Fehr, Staatsaufassung, S. 211ff.) などである。
- (5) 裏から言えば、裁判そのものの具体的なあり方(Ⅱその手続)については、右に触れた共同研究で「裁判(と国制)」が別に論じられる予定になっていることもあって、本稿ではほとんど論じられていない。
- (6) 以下、本稿の(引用箇所でなく)本文中で「ラント法」「レーン法」とあるのは、ザクセンシュピーゲル「ラント法」の部・「レーン法」の部を指す。
- (7) レーン法六九・八Ⅱ「主君のアイゲンであるレーン(これについてはさらに後述する)に関しある判決が非難されるならば、人はそれを最後にはユル(後述するように「国王裁判所」の意)の前に持ち出すべきである。ただし国王は、すべての者の首(ラント法三・五二・二)では「すべての者の生命」、「首」・「生命」は「首刑」・「生命刑」の意)に関する、および、アイゲンに関する、および、レーンに関する(最高の)裁判官に選ばれているからである。それゆえにすべての lanrecht および leinrecht は彼(Ⅱ国王)に始まりをもつ、けだしヘールシルトは彼(Ⅱ国王)に始まるからである」。この条項に関する私見については、KROESCHEL, Lehnrecht u. Verfassung, S. 24 (和田訳 一三三頁)、および、Der Sachsenpiegel, S. 20 f. を参照されたい。また、ラント法上の裁判権については、石川「中世法」においてこれまでの私の研究の結果を概括的に述べておいたのでそれを御参照いただくことにし、本稿においては特に必要のない限り一々ザクセンシュピーゲルにおける典拠を挙げることはしない。
- (8) ここでザクセンシュピーゲルにおける「正規のレーン」の概念について一言しておきたい。この概念について最も詳し

く述べているのは次の条項である。「主君が（家臣の）臣従礼に応じて（manake）封与するもの（＝レーン）は、recht lenあるいは erlen あるいは borchen であるか、それとも、それが（封）相続人なしに遺されて（主君の手許に戻る場合）（＝家臣に占有・支配させるといふ条件で封与する）特定された家臣の所領についての gedinge、あるいは特定されていない家臣の所領についての wadunge である」（レーン法五五・九）。こゝでは、recht len と対比されるものの中に len an geriche は現れず、また recht len の語が登場するすべての条項においても len an geriche が文言上それと対比されることはない（recht len と対比されているのは、最も多いのが borchen Ⅱレーン法一三・一、七一・二二、七一・一九、七二・六〇、ほかに gedinge Ⅱラント法三・七五・二、レーン法五六・二、五七・四、egan（ないし、アイゲン・レーン）Ⅱ同六五・四、また、同六三・一では、たとえば家人領のように、「主君が家臣に対し臣従礼なしに授与するものは recht len とは言わない」としている）。しかし、このレーン法五五・九については、以下の諸点を考慮しなければならない。

①この条項はもともと recht len の概念をそれ以外のレーンとの網羅的な対比によって「定義」しようとしたものではなく、「主君が家臣に所領を質入しようとする場合、臣従礼をもってそれをレーンとして授封する形をとることができる」とする（著者に従えば）誤った見解を反駁するための議論の一環である（この点については、石川「裁判（権）」、一三三―一四頁、および、註（26）を参照されたい）。②現にこの条項には登場してこない「アイゲン・レーン」が recht len と対比されている例がある（同六五・四、ただしこれについては後に四・二二・（4）で述べることを参照されたい）が、主君がアイゲンを質入する際の手続はラント法上明確に定められている（同二・五二・一、一・八・二）ので、それをここに挙げる必要はなかった、と推定される。③逆に、この条項には erlen（封）相続人が亡父から「相続」したレーンが登場してくるが、それ以外の箇所では erlen が recht len と対比されることはない。これは次の理由によるものと考えられる。すなわち、erlen についても封相続人は父の死後一年と一日以内に主君に対し臣従礼を捧げて改めて授封を受けなくてはならず、それが主君から新たに授封された recht len と異なるのは、亡父がもっていた rechte Gewere（法定ゲヴェーレ）を継承する点だけである（したがって、それ以外の recht len との相違はせいぜい――新たに授封されたレーンについて rechte Gewere が成立するまでの――一年と二日の間に限られる）。したがって、一般に recht len を他の「特別なレーン」と対比する場合には、わざわざそれを挙げる必要がなかったものと考えられる（石川「ゲヴェーレ」、一四五頁、および、一六三―一六四頁を参照されたい）。ザクセンシュピエーゲルにおいて「裁判権レーン」が Sondernhen の一つとして recht len と区別されていることを確認するための決め手となるの

は、むしろ次のことである。

ザクセンシュペーゲルは、レーン法七一・一で、「ここまでのところで述べられてきたことは、すべて *gemeine Ienrecht* (一般の、あるいは、共通のレーン法) について述べられたものである。私は (読者) 諸賢にさらに三つの *Ienunge* (授封、具体的にはレーンの種類) について説明し、それらがどの点で *gemeine Ienrecht* と異なるか、を述べなくてはならない」とした上で、レーン法七一・二―五まで「裁判権レーン」について、七一の六と七で「アイゲン・レーン」について、七一・八―二〇まで「城塞レーン」について述べ、さらに(もともとラテン語原本にはなく、独訳の際に追加されたと思われる部分であるが)これについては三・(四)で後述する)七一・二〇を媒介にして、七一の二二と二二で、「裁判権レーン」の一つである「旗レーン」について補足する。このような叙述の進め方を見れば、七一・一の「三つの *Ienunge*」が具体的には「裁判権レーン」、「アイゲン・レーン」、「城塞レーン」を指し、それらが「一般のレーン法」とは異なる準則に服していることは明らかである。さらに、前述したように、これら三つのレーンのうち「城塞レーン」はしばしば、また、「アイゲン・レーン」も *rechten* と対比されていることから、「裁判権レーン」も *rechten* とは異なる *Sonderlehen* と考えられていた、という帰結を引き出しても決して著者の意図に反したことにはならないはずである。

なお、以上の知見を加えて *rechten* の概念を整理すれば、(裁判権や主君のアイゲンではなく)「ライヒの所領」を目的物とししかも(単にその「予約」が授封されるのではなく)それを現実占有・支配している(そして、城塞防備という特別な勤務に拘束されない)通常のレーン、ということになるであろう。なお、石川「ゲヴェーレ」、註(110)をも参照されたい。

(9) レーン法七一・一、前註(8)を参照。

(10) レーン法一〇「われわれが真先に留意しなければならぬのは、ヘールシルトが国王に始まり、第七(のシルト)で終る、ということであろう。しかしながら、世俗の諸侯が、司教たちの家臣となって以来、第六のシルトを第七(のシルト)へと引き下げたのであって、それ(＝第七のシルト)は以前には存在しなかったのである。」

(11) *Reisitz* の語は、個別的な意味に用いられ(特定のヘールシルトを意味する)場合に限って、*seitz* と略される。石川「ラント法とレーン法」、註(74)を参照されたい。

(12) 仮にポジティブな形に直すと、次のようになるであろう。俗人の男子で、農業や商業を(主たる)生業とすることなく、少なくとも祖父の代から三代、騎士的生活を営んでおり、ラント法上「法喪失者」でない者。

(13) 「レーン法」に *vi* (= *frei*) の語が登場するのは、二四・八と七三・二の二箇所だけであるが、後者 (*en vi gut*) は人ではなく所領を形容している(間接的にその耕作者が「自由人」であることはうかがわれるが、その耕作者は自由(身分)農民、具体的にはラントザッセであつて騎士ではない。石川「アイゲン」、二〇〇二頁、および、註(13)を参照)。これに対して、前者は次のような用例である。「いずれかの者(＝レーン法廷へ召喚された家臣)が *echt not* (真の緊急事態、真にやむをえない事由)に妨げられレーン法廷に出頭することをええない場合、その者はそこ(＝主君のレーン法廷)へ彼の *not* (緊急事態、真にやむをえない事由)を聖遺物にかけて(の宣誓により)証明すべき彼の使者を送らなくてはならない。その者が(当該)家臣の眞の使者であり、彼(＝家臣)によつてそこへ送られたことを主君が信じない場合、その(＝それが眞実である)ことを使者は聖遺物にかけて宣誓しなくてはならない。使者が *egen oder vi* (体僕であれ自由人であれ)、人は彼(の宣誓・証言)を却けることをえない」。つまり、*egen oder vi* という形容詞は、「家臣が主君のレーン法廷に送る使者」にかかつており、家臣自身にかかるのではないし、この規定全体の趣旨はむしろ、家臣の送る使者が自由人でなくても主君はその使者(の証言)を却けることをえない、とする点にある。(なお、ラント法・二・四二・二(ここでは、諸侯が家臣に授封した所領を保障するために書状とともにラント法廷に送る使者は、家人とされている)と比較すると、この用例の *egen* (体僕)もむしろ「家人」を指していると思われる。また、石川「アイゲン」では、この箇所の *egen* の語を見落としており、その点補正が必要である)。

本稿の主題との関連でもう一つ触れておかなければならぬ問題がある。すなわち、「ラント法」と「レーン法」における *echt* (= *not*) の概念には相違があり、「ラント法」(二・七)では、①捕虜、②病氣、③ラント外 (*buen lande*) における神への勤仕、④ライヒに対する勤務 (*des rikes dienst*) の四つが挙げられている(さらに一・二八でも、実質的にこれに当たるものとして、①・③・④に言及されている。ただしこの件の「邦訳」は(最低限度「帝国(ライヒに対する)勤務もしくは、国外における神への勤仕に赴いている場合」と補正したい。つまり、*buen landes* の語は *des rikes dienst* にはかからないのである)のに対して、右に引用した「レーン法」二四・八の直前に位置する条項(二四・七)では、①捕虜、②病氣、④ *des rikes dienst* と「ラント法」(二・七)におけるのと同じものが三つ挙げられた後、③に代わつて⑤「*des landes not* (ラントの緊急事態)」、(つまり)それ(＝ラント)を他のラントが攻撃し、彼(＝主君または家臣)がそこへ叫び声をもつて召集された場合」が挙げられている。

本稿の主題との関連で問題になるのは、この⑤における(つまり *des landes not* とされる場合の) *lant* とは具体的に何を指

すのかということである。人々が「叫び声をもって」、つまり現行犯の場合と同じ手続でそこへ召集されることからは、それを「裁判管区」と理解し(石川「アイゲン」、三五―三六頁を参照、ただしそこでは、註(24)からも明らかのように、「レーン法」における(したがって二四・七の) *lant* の用語法の検討は行われていない)、それを襲う *en ander lant* は「他の裁判管区民」と理解することもまったく不可能ではあるまい。しかし、(主従間の人的関係によって構成される主君のレーン法廷には「裁判管区」がありえないこともあって)「レーン法」の所見だけをもとにこの *lant* を「裁判管区」と解することは難しいし、これに対応する Av (I 56) のテキストも、*necessitas terrae teutonicae, si impugnatur ab externa gente, ad cuius obstaculum si citatur per clamorem insequentium* (ドイツの国(ないし、地)の緊急事態(つまりそれが)、よその国(民)(*externa gens*)によって攻撃された場合に、それを阻むために叫び声によって(そこへ)召集されそれに応じて馳せ参る場合)となつてゐる。それを参照すると、この条項の *lant* は二箇所とも「国」を指すと解する方が自然であろう。ただし、その場合でも、この「ラントの緊急事態」が「あるよその国家」が「ドイツ王国」に(全面的・組織的に)戦争を挑んでいる、と言わんよりは、「ある外国人の集団」が「ドイツの地の一角」に(いわば突発的に、とりあえず)「叫び声」をもって召集される人々で対応できる程度の「攻撃を加える」というニュアンスの方が強いことに注意しなくてはなるまい。(なお、Hans Christoph Hirsch, Eike von Repgow, *Sachsenspiegel* Lehnrcht, 1930, S. 128, Anm. 4 は、「レーン法七九・二の *des rikes noi* (ライヒの(緊急な)必要)の参照を求めているが、その条項の *des rikes hervart oder hofvart* は、後註(69)で訳出するように、「判決をもって」命令されており、その点からもこれを二四・七の *des landes noi* と同一視するわけにはいかない)。

(14) 「嫡出でなく (*unecht*) 生まれた者」も「法喪失者」(*rechlos*) である(ラント法一・三八・二)。なお、ザクセンシュピエゲルにおける *recht(e)los* の概念については、石川「*rechlos*」を参照されたい。

(15) *holt* の語には「親愛の念をもって」ないし「友好的に」(いわば「味方として」)の意味もあり、Av (I 8) の該当箇所も *amicus* となつてゐる。

(16) 村上淳一『ゲルマン法史における自由と誠実』(一九八〇年、東大出版会)、クレッシェル「ナチズム下におけるドイツ法学」『ゲルマン法』所収(なお原文は、現在では、K. KROESCHEL, *Studien zum frühen und mittelalterlichen deutschen Recht*, 1995 に「*Führer, Gefolgschaft und Treue*」と改題されて所収)、K. KROESCHEL, *Die Treue in der deutschen Rechtsgeschichte*, in: *Studien* Medieval, X, 1, 1970 (現在では、前掲論文集 II *Studien* に所収)を参照されたい。

(17) とりあえず「テキスト」II, (S. 157 ff.) の "Glossar der Wortformen" (は決して完全なものでないが、それ) に拠って概観してみると、*tuwe* の語はラント法三・八、三・四一の一と三・三・七八・一〜八、レーン法三、五五の一と四と六と七、五八・二、七六・六に現れる。このうちレーン法五八・二の一箇所は、家臣は「その主君に対し *tuwe* (≡ *trau*) であり *holt* (≡ *hold*) である義務を負う」と、レーン法三と同じ用法である。この語を含む定型的表現としては、まず *oppe sine* (*od. js*) *tuwe* という表現がラント法三・四一・一 (≡ は (不当に) 捕えられた者) (なお、同三・四一・三では *in tuwen* という表現が同じ意味で用いられている)、レーン法五五・一 (≡ は主君)、五五・四 (≡ は家臣)、五五・六 (≡ は主君)、五五・七 (*oppe des names tuwe*) に出でくる。これらの箇所はいずれも、「誓言にもとづき」あるいは「信義にかけて」と訳することができるが、注目されるのはむしろ、それが「法的効果」ないし「法的拘束力」をもたない、という含意を明確にもっていることである。もう一つの定型的表現は *weder sine(n) tuwe(n)* であり、これは (すぐに触れる) レーン法五八・二、七六・六のほか、(いわゆる「抵抗権」に関する) ラント法三・七八・一〜八の条項の末尾に (リフレインのように) *ne dut (=tut) (dar an) weder sinen tuwen nicht* という形で現れてくる。換言すれば、ラント法三・七八・一〜八の用例では、(外形上 *Treue* の義務に反しそうなケースについて) *Treue* の義務に反しないものが列挙されているのであって、ある行為がポジティブに「*Treue* (の義務) に反する」となされているのは、すぐ次に触れるレーン法五八・二と七六・六の二条項に限られている。このほか、ラント法一・四〇の *tuweles* の用例が注目されるが、これについては「ライヒに対する勤務」との関連で後述する。

(18) このレーン法五八・二は、その冒頭において「誰しも所領を *Fuchtsal* のために封与する者は、法 (の定める手続) に従い (雪冤宣誓によって) 自分の無実を証明しえない限り、そのことのゆえに彼の主君に罰金を支払わなくてはならず、また六週間以内にかの者 (≡ 受封者) に対し法 (≡ レーン法廷の判決) をもってこの授封を破る (≡ 取消しまたは撤回し) なければならぬ、さもなければ人 (≡ 主君ないしそのレーン法廷) は彼 (≡ 脱法行為を行った家臣) 自身からその所領を判決をもつて剥奪する」と述べており、*Treue* の義務に対する違反の法的帰結が最も明確に示されているケースである。

この条項では、右のように *Fuchtsal* を定義した後、「誰しも所領をこのような仕方で封与する者は、それを *weder Got* (神に逆らい、神の意思に反して) また *weder recht* (法に反して) また——彼 (≡ の家臣) は彼の主君に対し *tuwe* であり *holt* である義務を負う) から——*weder tuwe* (*Treue* に反して) 封与することになる」と、激しい口調で論難している。しかし、この論難から直線的に、「*Treue* がそのまま法でありその法はすべて神の命令である、という結論を引き出すことはできない」と

思われる。右に述べたように、この Fuisal については（第一義的には）雪冤宣誓を行った上で六週間以内に授封を取消すことがのできるのであつて、それをしなかつた場合にはじめて、主君に対し罰金を支払うという制裁が科せられ、あるいは、自分のレーンを剥奪されるにすぎず、それ以上の制裁——たとえばレーン能力や「名譽」の剥奪——はいっさい予定されていらないからである。

このこととの関連で最も重要なことは、むしろレーン法の訴訟手続において「罰金」という制裁がもつ意味を把握することであろう。レーン法的一条項（六五・一）は次のように言う。「あらゆる scilt (= Schuld) (= 家臣の罪過ないしそれについての責任) のかどで主君はその家臣をレーン法廷に召喚する(= レーン法廷に召喚して問責すること)ができる、その scilt が罰金に値する場合には」と。いかなる Sculd が罰金に値するかは、定義されてもいないしその主要なものが例示されてもいないから、主君による家臣の問責について述べたこの条項は、明らかに「循環論法」に陥っている。しかし、それによつて、レーン法五八・二の Fuchtsal のケースも主君による問責の事由になりうることは紛うことなく明白になる。そこからもう一步推論を押し進めると、「Treue (や Hülde) は具体的・定型的な義務と結びつくと云わんよりは、むしろ一般的・不定型の倫理的姿勢を指し、法的には主君による家臣の問責の道德的・倫理的根拠になると解するのが正しい、と思われる。その意味で、私は、「Treue の義務についての「主君(あるいは相手)の不為になることは一切せず、主君(ないし相手)の為になることは何でもする」という説明が(一見茫漠としたよう)で) それなりに説得的である、と考えているし、また、レーン法五八・二の強い論難も、「Treue = Recht = Gott」というように直接的に理解すべきではなく、(外形上「授封」という法的な形式をまとつた) Fuchtsal の違法性を論証するために、強い倫理的非難を浴びせたものと理解すべきであろう。なお、この条項にも出てくる laut の語については、前註(13)を参照されたい。また、「抵抗権」にかかわるラント法三・七八・一、八については、改めて後述する。

(19) レーン法七六・六は、直前の七六・五「家臣は主君に対し、また主君は家臣に対し、法(の定め)によつて、彼(= 自分)自身が彼(= 相手方)自身に対してでなければ、(主従関係の)解約(を通告)してはならず、またその(通告)後彼等のいづれもが他の者(= 相手方)に対し一日と一夜の間損害を与えて(あるいは、害を加えて)(saden = schaden)はならない」を承けて、次のように言う。「しかし、主君が家臣に向けて、あるいは、家臣が主君に向けて、彼(= 一方)が彼(= 相手方)に対し(主従関係の)解約(を通告)する前に、その(軍勢の)集合を命じ、彼(= 一方)がかの者(= 相手方)に損害を与え

る(あるいは、害を加える)兵備を整えた後で、彼(相手方)に(主従関係の)解約(を通告)し、彼(相手方)に向けて(集合した)軍勢とともに進発するならば、彼(その者は彼の Treue に反して行動することになる。)
 けだし、主君はその家臣に対し、また、家臣はその主君に対し、彼等の一方が他方に対し(主従関係の)解約(を通告)する前に、助言(Rat)をもつてしても、また、行動(Tat)をもつてしても損害を与えて(あるいは、害を加えて)はならないからである。主君および家臣の誤った助言は、忠誠(ないし信義)に反する行動(ungehewige dat = untreue Tat) (背信行為)に等しい(と言えり)」と。

この条項で最も注目されるのは、(主従関係のない者同志の間での)フェーデそのものは違法とされておらず、(事前の解約通告なしに実力に訴えた場合はもちろん、外形上、攻撃開始の直前に解約通告を行っても)、解約通告前に軍勢を集めた上で(解約通告をし)フェーデに取りかかることが忠誠義務違反ないし違法とされていることであろう。ただし、この条項は「ドイツ語第二版」に属し、私見によれば、原著者の手に成るものとは限らず、 Δ にも対応条項がない。また、この条項で述べられているような「背信行為」の法的帰結は定かでないが、この場合、(いずれにせよ、事実上フェーデに入って主従関係は機能しなくなるのだから)主君のレーン法廷における法的解決は(もはや)望めず、(一方の当事者がそれを求める場合)事案はラント法廷に持ちこまれるほかないであろう(この点で参考になるのは、レーン法三九・二「主君が ungehewige (信義に反して)その家臣を彼(家臣)の(主君が家臣に授封した)所領を彼(主君)に返還するように(力づくで)強要する場合、それについて家臣は損害なしにすむべきである、彼(家臣)が主君を彼の法定年(一年)内に暴力のかどで(したがって、ラント法廷で)訴え、彼(主君)をそれについて服罪させるならば。(単なる)意思や言葉には、それに行動が続くのでなければ、強要(暴力)は存在しない」、である。石川「裁判権」註(148)を参照。ただし、この条項と(ドイツ語第二版)に属する)レーン法七六・六の間には、「言葉」「助言」と「行動」の境界線について微妙なずれがあることに注意されたい)。

(20) 同じことは、「抵抗権」にかかわるラント法三・七八の一・三・四・五(以上においては、親族間の Treue も問題になる)、六、八によつても、裏づけられる。

(21) レーン法四・一「des rikes doner (ライヒに対する勤務、具体的には「軍事勤務」、これについてはさらに後述する)が家臣に對し、彼が出征(ないし進発)すべき日より六週間前に、判決をもって命じられ、しかしてそれが彼(家臣)に、(彼の)主君の家臣二人が聞く(聞きうる)ように、告知されるならば、その場合彼(家臣)は義務として、romesch rike (ローマ

帝國、これについては後述する)に下屬するドイツ語圏内において、(binnen deutscher tungen (= Zungen))勤務しなければならぬ。しかし、ザール川の東側で授封されている者はすべて、ヴェンド人の地、ポーランド、ペーメンにおいて勤務しなければならぬ。家臣は六週間自分自身の費用で彼の主君に対して勤務しなければならず、それ以前の六週間およびそれ以後の六週間、ライヒの平和 (des Rikes vrede) と武器 (ないし槍) (による勤務) の休止 (sacht rowe) をもつべきであつて、いかなる彼の主君も彼をレーン法廷に召喚した (彼に) ライヒに対する勤務 (軍事勤務) を命ずることえない。この条項および、そこに現れる「ライヒの平和」については、石川「平和と法」、一六〇五、一六〇六頁、および、後註(27)をも参照されたい。

(22) このことは、いわゆるレーン制の物權化 (Verdinglichung) の傾向、あるいは、家臣による軍事勤務の比重が現実に低下していることを反映している、と見ることができよう。この点に関連して、当時 (物權化した) レーン制に代わつて主君に必要な軍事力を提供したものとして真先に考えられるのは、言うまでもなく家人制 (Ministerialität) であろう。家人制は、ザクセンシュピエーゲルにおいても「それ (= dienstliche recht, 家人の法) は、いかなる者もそれを尽くしえないほど多様である」と言われており、当時すでに (固有の) 「法」をもつほど (多様に) 發展していたことがうかがわれるが、「家人たちは各司教、修道院長、修道尼院長の下で別々の法をもっている」と言われているところを見ると、その發展は主に教会諸侯領に限られていたことがうかがわれ (ラント法三・四二二、レーン法六三・二二)、しかも同書に見られる家人の義務は (主に) 参廷義務に限られ、その軍事義務については直接言及されていない (レーン法六三・二)。「ザクセンシュピエーゲルには、このほか、「ライヒ (= 國王) の家人」も姿を見せるが (ラント法三・一九、三・八一、一) 後者においては、國王が「ライヒの家人」を解放しているが、「家人」または「体僕」を解放するのは「國王または領主」とされているから (ラント法三・八〇・二二)、國王が「ライヒの家人」の領主 (ないし主君) である——この点については、後註(63)で改めて論じる、いづれも判決発見人 (ないし参審員) および証人という裁判上の機能との関連において現れ、彼等の軍事的機能について直接に言及されることはない。しかし、ザクセンシュピエーゲルの「レーン法」において家臣の負う「軍役義務」の影が薄い理由を、もつぱらその比重が現実に低下していることに求めようとするのは、必ずしも正しくないであろう。それと並んで、あるいは、それ以上に重要なのは、本稿で以下に述べることからも明らかのように、同書の著者が「平和」への強い志向、具体的には可能な限りフェーアの存在について黙殺しようとする姿勢、をもっていることであろう。つまり、ライヒと無關係にそれぞれの主

君がフエーアの必要のために自らの家臣を軍事勤務に駆り立てることを、同書の著者は認めたくないのである。

(23) レーン法四・一(前註(21)を参照)。

(24) レーン法四・三(二箇所)、三四、七一・一八、七九・二。このうち四・三(後註(65)に訳出)は皇帝戴冠のための「ローマ遠征」を指し、三四と七九・二では *des rikes hervar* (ライヒのための出征)と明記されているだけでなく、七九・二(後註(69)に訳出)では文脈上それが「ライヒの命にもとづき、ライヒのためになされる出征」であることが判る。文言上唯一つライヒとの関係が明確でない七一・一八も、「彼(＝城臣)は城塞(防備のために授封される)レーンのゆえに、彼の主君(＝城主)に対し *hofvart* (の義務)をもまた *hervar* の義務をも負うことにはない」とされており、ポジティブに *des rikes hervar* 以外の「軍役義務」について語っているわけではない(し、さらに城臣には「彼の主君(＝城主)のために城塞法廷で判決を見する」義務はある、とされているから、その *hofvart* は「主君の命にもとづき主君とともに國王の宮廷に出仕する義務」を指す可能性が高く、それと並んで出てくる *hervar* も、「主君とともにライヒのために出征する義務」を意味する可能性が高い)。

(25) *des rikes denest* の所出箇所については、後註(61)を参照されたい。

(26) レーン法四六・三「またいかなる主君も彼の家臣に対し *des rikes denest* を命じてはならない、それ(＝ライヒに対する勤務)がそれ以前に(上級主君から)彼 (*eme* = *ihm*) に対し判決をもつて命じられていない限り」。ただしこれは、*eme* の語を「主君」と解した場合の解釈であり、それを「家臣」の代名詞と解すれば、この条項は単に主君が家臣に対し軍役義務を命ずるための法定手続(前記(a)・②)を改めて強調したにすぎないことになる(Clausdteer SCHOTT は後の解釈を採っている。Eike von Reggow, *Der Sachsenspiegel*, hrsg. v. Cl. SCHOTT, S. 293, *eme* = *diesem* = *seinem Manne*)。ただ、直前の四六・二においては、複数主従関係の存在を前提しながら、「家臣が二人またはそれより多くの主君をもち、それらの者(＝主君)すべてが彼(＝家臣)に対し判決をもつてライヒに対する勤務(＝軍事勤務)を命じるならば、彼(＝家臣)は、それを真先に彼に命じた者(＝主君)とともに、出征すべきであり、すべての他の者(＝主君たち)には軍役税(*herstine* = *Heerstene*)、すなわち彼(＝家臣)が年間彼(＝各主君から授封されている所領)から受ける(収益の)十分の一のシリングまたはポンド、を支払わなくてはならない」と言う。複数の主君がすべて(ほぼ)同時に家臣に対し「ライヒに対する勤務」を命じるのは、それが事実國王の命に発する場合(少なくとも(共通の)上級主君の命にもとづく場合)以外には考え難いであろう。レーン法四六・三は、この四六・二との関連において、だからと言って各主君が(いわば先を争って)上級主君の命を待たずに自分の家臣

に「ライヒに対する勤務」を命じてはならない、という含意をもつことになる。上級主君についても、そのまた上級主君（最後、国王）との関係で同じことが言えるから、本文で述べたような解釈が十分に成り立つことが判るであろう。ただしこの点については、さらに次註(27)を参照されたい。

(27) ここで「建前」と言うのは、もちろん、それが必ずしも現実ではなかった、ということ念頭に置いているからである。レーン法七六の五と六において、単に主従関係の（実質的な）解約告知なしに行われるフェーデが違法とされているだけで、（主従関係のない者の間での）フェーデそのものは違法とされていない、ということは、すでに前註(19)で指摘しておいたが、（この条項は「ドイツ語第二版」に属し、原著者自身の手に成るか疑問が残るが）、（一般に「ドイツ語第一版」に属するとされており）ザクセンシュビーゲルの中では唯一つ家臣の主君に対する軍事勤務の「定義」的説明を与えているレーン法四・一（前註(21)に訳出）についても、その現実性に関して次のような二つの問題がある。①この条項においては、家臣の軍事勤務は直接には主君から命じられ主君に対してなされるが、軍事勤務を行う地域がドイツ語圏内で授封されている者とザールレ川以東に授封されている者とで区別されているほか、軍事勤務の前後六週間の期間も、それに従事する家臣に対し「ライヒの平和」と「武器（あるいは槍）（による勤務）の休止」が保障されていることは、この勤務が現実に（国王の命にもとづく）「ライヒに対する勤務」であったことをうかがわせる。しかし、「ライヒの平和」と「武器の休止」を保障する目的として、「いかなる彼の主君も彼（＝家臣）をレーン法定に召喚しまた（彼に）ライヒに對する勤務を命ずることをえない」ということが掲げられている。この「ライヒに對する勤務」も（元を辿れば）国王の命にもとづくものなのであるうか。この場合、「ライヒの平和」を保障する当の主体である国王がそれを保障すべき期間内に重ねて「ライヒに對する勤務」を命ずることもありうる、ということが前提されているとは考え難く、この四・一の末尾の「ライヒに對する勤務」は、それと並んで禁止されている「レーン法廷への召喚」とともに、主君自身が国王の命なしに家臣に命令する場合を前提したもの、と解するのが自然である。②さらに、「ライヒに對する勤務」を命じる期日の問題がある。レーン法四・一によれば、主君は家臣に対し「出征すべき日より六週間前に」判決をもつてこの義務を命じなければならない、とされている。仮にそれがすべて国王の命に発するとすれば、国王（↓教会諸侯 ↓世俗諸侯 ↓上級主君 ↓主君 ↓家臣という順に命令が下りてくる場合を考えてみれば明らかのように、国王の命は最低二四週間（＝半年弱ないし三〇週間＝約七ヶ月）以上前に発せられていなければならないし、現に、「ライヒの所領をレーンとして受領しているすべての家臣」が彼の主君とともに出征し（あるいは、彼

(II 家臣) が毎年それ (II ライヒの所領) から受けとる (収益の) 十分の一のポンドを軍役代納令として支払わなければならない」とされる (皇帝戴冠のための) 「ローマ遠征」については、「軍勢が集合する六週間と一年と三日以前に」命令されるべきものとされており (同四・三、後註 (65) に訳出)、ここで注意しなければならないのは、この出征を命じる主体が *Imperium* とされているだけで、それを受領する者については何も書かれていない、ということである。すなわち文言上、この条項は国王が諸侯に対して命令を下す期日を述べていると解することも可能なのであるが、仮にそのように解しても、その命令が「ライヒの所領をレーンとして受領しているすべての家臣」に行きわたるのに必要な期間は十分に見込まれている、ということになる。もちろん、アルプス越えの「ローマ遠征」については特別な準備も必要だったろうし、また、その性質上、一年と一ヶ月半前に予定をたてることも可能であつたらうが、「ライヒに対する勤務」一般については、国王(あるいは、上級主君) がいつまでに諸侯(または、上級主君) に対して命令を下すべきか、をうかがわせる規定はいっさい見当たらないのである。この点も、その現実性について疑問を抱く一つの論拠になるのではあるまいか。

(28) たとえば、レーン法四・四は、前註 (27) で言及した四・三にひきつづき、「家臣はまた彼の主君に対し、正午まで (の間 II 午前中) および拘束日と祝祭日 (いずれも「平和日」、石川「平和と法」、一六一六頁以下を参照) 以外の日に、レーン法廷で彼 (II 主君) のために判決を発見することをもって、勤務しなければならぬ」、と言う。なお、「証人」、「代言人」については、レーン法二二・一 (これについてはすぐに後述する)、一九・一などを参照されたい。

(29) そのうち最も詳細に叙述されているのは主君による家臣の問責の手續であるが、それについてはレーン法六五・三以下を、また、その要点については石川「裁判権」、二五〜二六頁を参照されたい。

(30) レーン法七・一八、七九・二。このうち後者は、*des rikes hofvart* と明記されており、*hof* が国王のそれを指すことがはっきりしている (前註 (24) を参照されたい)。なお、ラント法三・六四・一の *hof* も同じ意味で国王のそれを指すが、その用法については後註 (59) でさらに後述する。

(31) これに関連しうる条項としては、レーン法六六・五 II 「いずれの日であれ、家臣が彼の主君のために鐘を押さへ、あるいは判決を発見し、あるいは彼 (II 主君) に贈物をもってまたは他の事物(ないし事柄)をもって勤務する日には、彼 (II 家臣) は彼の主君 (による問責を受けるため) のレーン法廷に出頭する義務がない」がある (石川「ラント法とレーン法」、註 (32) を参照されたい)。

- (32) レーン法二・一は次のように述べる。「家臣が彼の主君から(少なくとも)半フリーフェ(の土地)、または、五シリングの収益を生む所領(ないし、レーン財)を受領していなければ、彼(≡その家臣)はレーン法廷において誰の(ための)証人になることもできない」。つまり、レーン法廷で証人となるには、単に主君の家臣であることだけでは足りず、少ないとはいえ(家臣が主君に支払うべき罰金が一〇ポンド≡二〇〇シリングとされている(レーン法六八・八)のと比較されたい)一定規模の所領を受封していることが前提になる。参廷義務が単なる「義務」であるとすれば、こうしたことは理解し難いであろう。なお、レーン法廷における判決非難も同じ前提に結びつけられていることについては、同六九・二を参照されたい。
- (33) 「正規のレーン」と「特別なレーン」の別ないし関係については、前註(8)を参照されたい。
- (34) 以下については、石川「ゲヴェーレ」、一四四頁以下を参照されたい。
- (35) レーンと小作地の峻別については、石川「ゲヴェーレ」、一五五頁以下を、また、領主≡小作人関係については、ラント法二・五八・二〜二・五九・二、三・二〇・一〜三、三・七六・二〜三・七七・二などを参照。ただし、本文で「基本的には」の一句を加えたのは、小作地に関する定義的説明が「レーン法」(六〇・二)に出てくる(石川「ゲヴェーレ」、一五六頁を参照)だけでなく、特に「しかしながら主君は、彼の家臣に対し彼の家臣たちの前(≡レーン法廷)で法を拒んだ場合を除きその家臣に対し、また、彼の賃租負担者(missalde)(≡小作人)に対し彼の賃租負担者仲間(≡小作人仲間)の前で(≡いわゆる「莊園裁判所」で)法を拒んだ場合を除き、その賃租負担者(≡小作人)に対し、上級主君の前で、(≡上級主君のレーン法廷で)応答(ないし応訴)する義務はない」という、小作人仲間によって構成されるいわゆる「莊園裁判所」がレーン法の系列上に位置するかに受けとれる条項(レーン法六五・八)があつて、「ラント法」と「レーン法」とでは、領主≡小作人関係の法的位置づけについて、微妙なずれが見られるからである。
- (36) 主君の死亡のほか、主君が所領を上級主君に返還した場合、主君が(上級主君の面前で)(上級主君の)家臣仲間に所領を「讓渡」した場合、主君が上級主君のレーン法廷で判決をもつて所領を剥奪された場合などがある。
- (37) 主君が封相統人を遺して死亡した場合には、その封相統人。封相統人なしに死亡した場合、(上級主君から)ゲディング(≡いわば予約)を授封されている者があればその者。ゲディングもない場合、あるいは、主君が上級主君に所領を返還し、または、上級主君のレーン法廷で所領を剥奪された場合には、上級主君が「新しい主君」として指定する(それまでの主君とヘールシント上同格の)者。主君が所領を(上級主君の面前で)「讓渡」した場合には、もちろん主君の家臣仲間である

譲受人。

(38) 前註(36)・(37)に明らかなように、この(c)は、家臣が(主君の面前で)所領を(自分の息をも含む)他の家臣(仲間)に「譲渡」する権利を前提している、ということに注意されたい。

(39) レーン法二三・一〇「主君はいかなる者(家臣)の臣従礼をも拒んでではない、ただし、ヘールシントを欠く者、あるいは、ライヒのアハトの中にある(ライヒの追放に処せられている)者、あるいは、当該裁判管区において地方的追放に処せられている者、あるいは、彼(家臣)を当該主君が強奪またはその他の犯罪のかどでラントの裁判官の前(法廷)で訴えている場合は除く。また、彼(家臣)が判決をもって(主君のレーン法廷に)召喚されている場合には、裁判期日までの間彼(家臣)を家臣として受け容れることを要しない」、および、レーン法二三・二〇「しかし、主君がいずれかの者を家臣として受け容れるならば、主君は彼(家臣)に対し、彼(家臣)が適法に(法の定める手続に従い)彼(主君)の許へもちこんできた(所領)、そしてその(所領の)ために臣従礼を提供した所領を、彼(家臣)に封与することを拒むことをえない」を参照されたい。

(40) 石川「ゲヴェーレ」、一三五―一三六頁を参照されたい。

(41) 主君による家臣の問責手続については、前註(29)に所引の箇所を参照されたい。

(42) この条項については、石川「裁判権」、一五頁以下を参照されたい。

(43) ここに「(原則として)」の語を加えたのは、特に家臣が上級主君(のレーン法廷)とかかわる場合があるからである(たとえば、前註(35)・(37)で述べたようなケースがそれである)。

(44) 「犯罪」を裁くのは、言うまでもなく、ラント法上の裁判官であり、特に「首および手に関する裁判権」(いわゆる「流血裁判権」)は、国王から諸侯へ、諸侯からグラーフへ、さらに(例外的に)、グラーフからグラーフシャフト内のシユルト、ハイスへと、順次ラント法上の裁判官に封与される(ラント法三・五二・二と三)。この点については、二・(六)でもさらに後述するが、ザクセンシユピーゲルにおける *ungeriche* (犯罪)の用語法については、石川「裁判権」、三〇―三一頁を参照されたい。

(45) ラント法二・四二・一(石川「法の生成」6を参照)、および、(臣従礼なしの(レーンの)占有)あるいは「見せかけの授封」を扱った)レーン法五九・一(石川「ゲヴェーレ」、一四八―一四九頁を参照。この場合、主君(あるいは上級主君) Aは、その家

臣(あるいは主君) B が外見上授封した B の家臣たちや、実質的には B から所領の「讓渡」を受けた C を、直接自分のレーン法廷に召喚できないことに注意されたい)。なお、ここに「(一般的には)」の語を加えたのは、前註(43)と同じ趣旨であり、たとえば主君 C の家臣である A と、別の主君 D の家臣である B とが、同じ所領をいずれも自分のレーン法廷であると主張して争うラント法二・四二・一の場合、もし二人の主君 C と D がいずれも同じ上級主君 E の家臣であるとすれば、事案が(C・Dを介して)上級主君 E のレーン法廷にもちこまれる可能性なしとしないからである(もちろん、二人の主君 C と D が常に共通の上級主君 E をもつことを一般的に前提するわけにいかないことは、言うまでもない)。

(46) 前註(8)のほか、石川「アイゲン」、五〇六頁、および、註(35)をも参照されたい。因みに、レーン法六九・八には *lan an egen* (アイゲンについての、あるいは、アイゲンを目的物とするレーン) という——*lan an geteichte* (≡ *Gerichtslehen*) (ラント法三・五四・一、レーン法六一・一) に対応する——表現も出てくる。

(47) ザクセンシュピエゲルには、①すぐに後述するように、一箇所だけ *koninkrike* (≡ *Königreich*) の語が用いられ、②また、前註(13)で述べたように、「レーン法」の部における *lar* の語には「国(家)」という含意をまったく否定し切れないものもあるが、いずれの場合にもその使用頻度は低く、①についてはそれが「国王」を頂点に戴く「国家」であり、②については、(仮に「国」と訳すべき場合にも)「ドイツ人の住む」地域」という含意を強くもっている、ということのほかは、それらの「国制」についてはいっさい明らかでない。

(48) 以下において、最初に掲げるのは著者自身の手になるものとされているテキストに限った数字、「」内は後代(≡主に一三世世紀後半)の補遺にかかるものを加えた数字である。なお、「序文」や「諸侯主の出自」は一つの条項として数えてある。また、いわゆる「ドイツ語第二版」(170)の(≡それが事実著者自身の手になるのかという)問題には、本稿では原則として立ち入らない。

(49) (諸侯主の出自) (三回)、ラント法一・一八・三、一・二八、一・二九、(一・二六 a) (同 b)、一・三八・二、一・四〇、(二・一) (二回)、二・七、二・二二・六、二・二二・八、二・六三・一、二・六三・二、二・六六・二、二・七一・二 (二回)、三・一六・三、三・一九 (四回)、三・四四・一 (二回)、三・五二・一、三・五三・一 (*koninkrike*)、三・五四・二 (三回)、三・五四・四、三・五七・二 (三回)、三・五八・一、(三・五八・二)、同上、(三・六〇・二)、同上、三・六四・一、三・七一・二、三・八一・一 (二回)、(三・八二・一)、レーン法一・六、二・七、四・一 (四回)、四・二、

〔同〕(四回)、四・三・二・三・一、二四・七、三四、四六・一、四六・二、四六・三、六五・四(二回)、六九・七、六九・八(三回)、七一・六(二回)、七一・七(二回)、七一・一七、七一・二〇、七一・二二、七九・一(二回)、七九・二(二回)、七九・三(二回)。

(50) ラント法一・一(三回)、一・三八・三、二・六六・一(keiserlik)、三・四二・五、三・四四・一、三・五二・一(keiserlik)、三・五二・二、三・五二・三、三・五三・一、三・五七・一、三・五七・二、三・五九・二、三・六〇・一。

(51) 「序文」、ラント法一・二・二、一・三・二、一・二二・一、一・三四・三、一・三五・一(koninglik)、一・三八・二(三回)、「いずれも koninglik」一・三八・三(一・五八・二)(三回)、一・五九・一(五回)〔同上〕(一・五九・二)、一・六三・一、一・六三・二、一・六七・一、一・七一・二、二・二二・三(二回)、二・二二・四(三回)、二・二二・六、二・二二・二二、二・二二・三三、二・一六・四、二・二五・二、二・二六・四、二・五九・三、二・六一・二(二回)、二・六六・一、三・二二・三、七・三(二回)、三・一八・二、三・二六・一、三・三三・一、三・三三・二、三・三三・三、三・三四・一(三回)、三・五二・一(三回)、そのうち二回は koninglik)、三・五二・二、三・五三・三、三・五四・一、三・五四・二、三・五四・三(二回)、三・五四・四(二回)、三・五五・一、三・五六・一、三・五七・二(二回)、三・五八・一、三・五八・二、三・六〇・二、三・六〇・三(三回)、三・六一・一、三・六三・一、三・六三・二、三・六四・一、三・六四・二、三・六四・四(二回)、三・六四・五(四回)、三・六四・六、三・六四・九、三・六九・一、三・七〇・一、三・七八・一、三・七八・二、三・八〇・一、三・八〇・二、三・八一・一(二回)、(三・八八・一)、レーン法一、〔四・一〕、四・二(二回)〔同〕(二回)、四・三、二〇・五、二五・三、六八・八、六九・八(二回)、七一・二、七一・三、七一・五、七一・二二、七二・一(三回)。

(52) 「ラント法」と「レーン法」の量的関係は、「テキスト」の行数で見ると、前者の三二四三行に対して後者は二八四八行、すなわち、一〇対六弱ということになる。石川「裁判(権)」註(8)を参照されたい。

(53) このことは、私の知る限り、今まで明確に指摘されたことがない。その理由として考えられるのは次の二つのことである。①従来、ザクセンシュペーゲルにおいては keiser と koning の二つの語は明確に区別されることなく互換的に用いられてゐる、とらうことが常識になつてゐた(たとえば Art. Kaiser, HRG, Bd. 2, Sp. 523, (v. A. ErlER) : "daß der Sachsen-spiegel die Begriffe Kaiser und König synonym verwendet" を参照)。現に、同書ラント法三・五二・二、三・五七・二におつて

は、同じ条項の中で二つの語が互換的に用いられている。②(われわれの「邦訳」をも含めて) *Rike* の語に(半ば無意識に)「皇帝」のイメージを重ね合わせて読んでいたこと。しかし、以下の検討によって、これら二つの前提がいずれも成り立たないことが明かになるはずである。

(54) レーン法四・一(前註(21)に訳出)、六九・七。ただし、いずれも実質的には「ドイツ王国」だけが問題になっている。
 (55) *Rike* の語が最も明確に「ライヒの支配領域」を意味するのは、*binnen deme rike* (= *innerhalb des Reichs*) という言い方の場合であろう(ラント法三・六〇・二 || 「国王がライヒの中で、いずれの [*des rikes*] 都市に到来しても……」。ただし、この「ドイツ語第二版」で補足された *des rikes* の方は、むしろ「国王直属の」という意味に解される)。ほかに、*Rike* の語が「ライヒの支配領域」という意味をもつ場合としては、*des rikes acht* の用例があるが、それについては後註(59)で述べる。

(56) ラント法三・五三・一。当時、すでにいわゆる「諸侯法」が制定され、領邦君主権 (*Landesherrschaft*) が形成され始めていたことを考えると、こうした国家像が一見きわめてアルカイックなものであるという印象は避け難いであろう(石川「中世法」、五〇三〜五〇四頁)。「領邦君主権」ないしそれにつながる問題は、ザクセンシュビーゲルではまったくと言ってよいほど論じられておらず、同書における国制に関連するキー・ワードの分析を基礎作業とする本稿においては、それを正面から論ずることはできなかつたが、「諸侯(制)的国制」について後述するところからも明らかのように、ザクセンシュビーゲルの著者は、その問題を意識していなかつたのではなく、むしろ「領邦君主権」を意識的に黙殺しようとしたものと解される。この点については、*FHR, Staatsfassung, S. 189 ff.* をも参照されたい。

(57) ただし、ザクセンの地政的位置からして、(西)スラヴ人およびその居住地域のことは、ザクセンシュビーゲルの視野に入っている。ラント法三・七〇・一と二、および、(前註(21)に訳出した)レーン法四・一を参照。

(58) *vor deme* (*od. dan*) *rike* || ラント法一・一八・三、二・二二・六、二・二二・八、二・六三・一、三・一九、三・七一、二・レーン法六九・八。 *vor deme koninge* (*od. vor den koning*) || ラント法一・二二・四(それぞれ一度)、二・二二・二、三・三三・一、三・三三・二、レーン法六九・八。最後の条項では、*vor dat rike* と *vor deme koninge* の双方が互換的に用いられている。

des rikes kore || レーン法四・二。同じ条項の中に *des koninges redeleke kore* という表現が出てくる。(なお、ラント法三・五七・二には *des keiseres kore* という表現が出てくるが、改めて後述するように、最近この条項について有力な *Interpolatio* 説が唱えら

れていふ)。

des rikes achte = ラント法一・三八・二二・六三・二二・六六・二二・七一・二二・三・一六・三、レーン法三・一 (des rikes achtere = Geächter)。des koninges achte = ラント法一・七一・三・三四・一、三・六三・二二、ほかにレーン法七一・五には de koning in achte gedan hevet という表現がある。これらのうち、ラント法一・三八・二二では、「一年と一日 des rikes achte 中にある者は、法喪失者と宣告され、彼等から判決をもってアイゲンとレーンが剥奪される」が、このうち「アイゲンは de koninglike gewalt の中へ」入るとされている。

(59) 国王の主宰する裁判所として、ザクセンシュピールゲルには、次のように(性格を異にする)二通りのものが姿を見せる。

① 国王と諸侯によって構成される「宮廷裁判所」(hof = Hofgericht) (ただし、hof の語は常にこうしたテクニカルな意味で用いられるとは限らない)。たとえば、さらに後述するように、国王は echte hove (正規ないし定例の宮廷会議ない宮廷裁判所の集会) を王宮(ないし王城) (palauze = Pfalz) で開催するし(ラント法三・六二・二)、国王はまた諸侯に対し、判決をもって、六週間前に書簡と印璽により hof (への出仕) を命じまたはレーン法廷へ召喚する(ラント法三・六四・一、レーン法七二・二) (後者は、少なくとも臨時の裁判集会をも含めた宮廷裁判所の召集手続にかかわるものである)。② 他方、国王がいずれかの地にやってくると、その地の「裁判(権)は彼にとつて自由なものとなり(=彼の手許に戻り)、彼はすべての訴えを裁くことができる」(ラント法三・六〇・二、同条三をも参照)。たとえば、国王があるグラーフシャフトにやってきて、国王とグラーフの双方が法廷に居合わせると、グラーフの裁判権は休止し、国王が直接に裁判権を行使することになる(後代の補遺にかかる条項だが、「ラント法一・五八・二」を参照、これについては二・六)で改めて後述する)。この場合、法廷に参集する者(およびそこで裁かれる事案)は、基本的には、グラーフの裁判集会と同じことになる。本稿で「国王の(主宰する)裁判所」と言う場合、こうした裁判集会(をも含めた「国王の裁判所」)を指す。なお、ザクセンシュピールゲルの文言だけからは、①と②のいずれを指すか、はつきり区別できない場合が少なくない。

(60) des koninges od. rikes achte においては、「追放」を行うのは言うまでもなく「国王」であり、それが妥当する地域ないし範囲は—— vestinge, vervesten (地方的に当該裁判管区限りの追放)の場合とは異なり——「王国」(全体)である。

(61) des rikes demest = ラント法一・二八、一・四〇、二・七一・二、三・六四・一、レーン法四・一(二回)、二四・七、四六・一、四六・二、四六・三、七九・一、七九・三(二回)。ほかに、レーン法二・七に deme rike nen (= kein) demest

to dunn (= tun) という表現も出てくる。

des rikes gut || ラント法三・八一・一、レーン法二・六、四・三、六五・四(二回)、六九・八(二回)、七一・六(二回)、七一・七、七一・一七。ほかにほめるは、レーン法七一・七では、(かつての)アイゲン(がそれまでの持主の死亡により帰属する、その)の(新しい)持主として(次註(62)を参照)、また、ラント法一・二九では *ste* (= *das Erbe*) (遺産ないし相続財産)の持主として現れる。

(62) 「アイゲン・レーン」あるいはレーンの目的物としての「アイゲン」は、一般には「ライヒの所領」と対置されているが(レーン法六五・四、六九・八、七一・六、七一・一七、七六・三)、レーン法七一・七(「アイゲンが、たとえばそれが(相続人のない持主の)死亡によりライヒに帰属することにより、ライヒの所領となる場合、または人(「持主」がそれ(「アイゲン」)をある教会(堂)(*en godstunus*)に譲渡する場合は、それをレーンとしてもつ家臣を人(「新しい主君」は *vogt* (授封更新請求権)から除くことをえない)」)においては、それ(「ライヒの所領」)とともに、「教会領」にも対置されている。しかし「教会領」は、レーン法七六・三(「また主君が家臣に対して(主従関係を)解約するならば、彼(「主君」は家臣が彼(「主君」)から受領した所領を、それが彼(「主君」)のアイゲンである場合を除き、失ったことになり、家臣はそれ(「その所領」)について……上級主君に対し(授封更新を)希求することになる。しかるにそれ(「家臣の所領」)が主君のアイゲンであり、あるいはそれがある教会(堂)(*godstunus*)に属して、それが(主君または教会の支配権(ないし、支配圏)から外へ)抜け出すことをえず、また家臣が(それについて)その先(上級主君に対し) *vogt* (授封更新を希求)することをえないならば、その所領を家臣は彼の存命中(主君への)勤務なしに保持すべきであり、それを(彼の死後)彼の子に相続させるし、それについてレーン法(「又授封)を行うことができる、(ただしこれは)主君が家臣に対し(主従関係を)解約し家臣は主君に対し(それを)解約しない場合(のことであり、(「)においては、(上級主君をもたない、あるいは、少なくとも上級主君の手許に復帰することがない、という点で)「アイゲン」と並置されている。これは「教会領」が国制上占める特殊な地位を示すものと言って良からう。

(63) *des rikes denstman* の語は、ほかにもう一箇所、ラント法三・一九にも姿を見せる。そこでは、彼等(「ライヒの家人」は、「自由人」と肩を並べて、「それぞれ彼等の(生得の)法に従って、*rike* (「国王)に対し忠誠の宣誓(「この場合、*Amseid*)を行うこと)によって、*rike*の前で(この場合、「自由人」も参加しているから、広く「国王の主宰する裁判所で」と解すべきであろう)証人となり、判決を発見することができる」とされていて、(ひきつづき)しかし、ライヒの家人は参審自由人に対して、

それが彼(Ⅱ参審自由人)の生命または彼の相続財産に及ぶ場合には、判決を発見し証人となることをえない」という限定がつけられているにせよ、彼等がすでに固有の「法」をもち(参審)自由人に近い存在であったことがうかがわれる。一般の家人(または体僕)が解放された場合には「ラントザッセの法」を取得するにすぎない(ラント法三・八〇・二)のに対して、「ライヒの家人」を解放していきなり「参審員」にし(「参審自由人並みの法」を与え)うるのも、こうした前提があったればこそと考えられる。しかし、本文で引用したラント法三・八一・一においては、「国王が(彼等を)解放」していることを見落すわけにはいかない。すでに前註(22)でも触れたように、その直前に位置するラント法三・八〇・二では、「国王または他の主君(ないし主人)が彼の家人または彼の体僕を解放する」場合が扱われており、それによって、①「ライヒの家人」といえども(体僕と同じく)不自由人であることに変わりはなく、②国王は彼等を(その「公的」権限によってではなく)体僕領主としての権限にもとづいて解放する、ということが判る。こうした用語法から、*des Ktes denman* という場合の *des* の語も第一義的には「国王」を指すこと、つまり、「ライヒの家人」とは「国王(直属)の家人」であることは明かである。

(64) ラント法三・八一・一は、ひきつづき次のように述べる。「その(Ⅱ)解放されて参審員になったライヒの家人にアイゲンとして与える」所領を彼(Ⅱ国王)はグラーフシャフトの所領の中から取ることができる、(相続人なしに死亡した)参審員たちのアイゲンがグラーフ職に帰属しているのだから、それをグラーフが(封与せずに)自由に(Ⅱ手許に)もっている場合には」と。つまり、本文で述べた「ライヒの所領」の「国家領」的性格は(相続人の不在により)グラーフ(職)に帰属した所領についても認められる。なお、相続人の不在の場合、三フリーフェまたはそれ以下のビルゲルデ(および、プラーレクハフテ)のアイゲンに限ってシュルトハイス職に、持主のいかんを問わず三フリーフェまたはそれ以下のアイゲンはグラーフ職に、三フリーフェ以上のアイゲンは国王に帰属する(ラント法三・八〇・一。この点については、石川「アイゲン」、一五頁以下を参照されたい)。

(65) レーン四・三Ⅱ「またその(ローマ遠征の)場合、ライヒの所領をレーンとしてもついずれの家臣もその主君とともに出征すべきであり、さもなければ彼(Ⅱ家臣)は、彼が毎年それ(Ⅱライヒの所領であるレーン)から受けとる(収益の)十分の一のポンドをもって、この出征を請け戻さなくてはならない。この出征(*hervert* Ⅱ *Herfahrt*)を人はまた、(軍隊の)集合より六週間と一年と三日以前に命令すべきであり、しかしてこの出征はドイツ人(である家臣)にとつては、国王が

(65) 教皇により皇帝として「聖別された時に終る」、および、前註(27)を参照。

(66) 前註(27)を参照。

(67) 前註(26)を参照。

(68) 次註(70)に掲げるレーン法七九・一を参照。

なお、ラント法三・六四・一(「邦訳」では、「国王が判決をもって帝国勤務または彼の宮廷への出仕(hof)を命令し……」の箇所(原文では、「*Budet de koning des rikes denest oder sinen hof mit orden,……*」)のdes rikes denestも、そこで定められている召集手続(六週間前に、国王の書簡と印璽をもって、諸侯に通告)が、レーン法七二・一の、ある諸侯を国王のレーン法廷へ召喚する手続とまったく同じであるところから、「軍事勤務」ではなく「参廷義務」と解すべきであろう(なお、国王と諸侯によって構成される「宮廷裁判所」がラント法廷としてもまたレーン法廷としても機能することについてはさらに後述する)。

この場合、oderの語は「または」ではなく(せめて「ないし」)「換言すれば」あるいは「すなわち」の意味で用いられている、と解することになるが、oderの同じ用法は、ラント法一・四〇(「邦訳」では、「誰しも忠誠を欠くもの(truwelos)として、または帝国勤務(in des rikes dense)(中の軍隊)から脱走したもの(herfluchich)として罪に服せられた者からは、彼の名譽ならびに彼の封建法(上の権利)が判決によって剥奪される、しかし彼の生命はそうではない」、原文では、「*Swe so truwelos betradet wert, oder herfluchich ut des rikes denest, deme verdiet men sin ere unde sin lemecht, unde nicht sin lif*」)にも見られる。この条項のdes rikes denestが「軍事勤務」を指すことは herfluchich(= heerfluchig)の語から明らかであるが、問題は、truwelosの語が何を意味するか、特に、なぜそれが「軍隊脱走罪」と並んで出てくるのか、ということである。フランク時代においては、infidelitasの語が「軍隊脱走」についても用いられたこと(vgl. Art. Hochverrat, HRG. Bd. 2, Sp. 179-180 (v. C. U. SCHMINCK))を考えると、(この)でも「truwelos(= treulos)、換言すれば(あるいは、すなわち)、ライヒに対する勤務からの軍隊脱走」と解するのが正しい、と思われる。因みに、前述したように、ザクセンシュピーゲルにおいては「ライヒに対する(軍事)勤務」は家臣のレーン法上の義務と位置づけられているので、それからの「軍隊脱走」が、ラント法上の犯罪(として「死刑」に該当する)ではなく、レーン法上の「忠誠義務違反」と捉えられ、その制裁が「名譽とレーン法(上の能力)の剥奪」に止まることも、以上のように解すればよく納得がいくであろう。ただし、この条項の解釈には、次註(69)で扱うレーン法七九・三との関連(ないし整合性)いかん、等の問題がなお残る。

(69) レーン法七九・一「ある主君が彼の家臣を（裁判期日を定めて）レーン法廷に召喚し、（他の）彼の家臣たちに判決をもつてそこへ参集するよう命ずる場合には、その裁判期日までの間は、彼（主君）は他の裁判期日を定めて彼等（家臣たち）に（そこへ）参集するよう命ずることをえない。また（家臣が複数の主君をもつ場合）彼等の他の主君もその裁判期日までの間は彼等を（裁判期日を定めてレーン法廷に）召喚することをえない。ただし、彼等（家臣たち）が、（もともと）ライヒからの（ライヒから受領した）彼等の所領にもとづき、彼等の主君のためにレーン法（廷における審理）を扶けなければならぬ間は、彼等はライヒに対する勤務の中にある（ライヒに対して勤務中である）からである」。

なお、この条項は、このような意味での *des rikes denest*（主君に対する参廷義務）の証明手続について（「しかし、そのことを彼等（家臣たち）は、彼等自身または彼等の使者が、聖遺物にかけて（の宣誓により）証明しなければならない」と）述べたのち、次のような条項につづく。

レーン法七九・二「しかしながら、ライヒの（ための）出征もしくは宮廷（への）出仕（*des rikes hervart oder hofart*）が判決をもつて定められ、しかしてそれがかの者（ある家臣）に対して法定の時期（一般には、六週間前）に判決をもつて命じられ（てい）る場合、その者を彼の主君が（裁判期日を定めて）召喚したならば、彼（家臣）はその裁判期日における出頭義務から解放される。ただし、ライヒの（緊急な）必要（*des rikes not*）が彼（家臣）にそのこと（レーン法廷への出頭）を妨げているのであるから、その（ライヒの緊急な）必要がレーン法廷において、法がそうであるように（法の定める手続に従って、つまり聖遺物にかけての宣誓により）レーン法（二四・八参照）証明される限り」。

ここでは、直前のレーン法七九・一との対比において、（事実）国王の命にもとづく「ライヒの（ための）出征もしくは宮廷（への）出仕」が問題になっていることは明らかであろう。因みに、ここで「軍役義務」を指して（単に *des rikes denest* と言わずに）*des rikes hervart* と言っているのも、（一つには）（*des rikes*）*hofart* との対照を際立たせるためでもあろうが、先行する七九・一において *des rikes denest* の語を「参廷義務」の意味で使ってしまったため、それとは別な語を用いる必要に迫られたものと理解されるであろう。しかし、このレーン法七九・二には、さらに次の条項がつづく。

レーン法七九・三「しかしながら、家臣は *des rikes denest* の故をもつて、ラント法（上の裁判、あるいは、ラント法上の参廷義務）からは解放されることをえない、ただし、彼（家臣）は、彼が *des rikes denest* の中に（ライヒに対する勤務中である間も、自らの上に（自分に對する）ラント法（上の裁判、あるいは、参廷義務）を忍はなくてはならないからである」。

このレーン法七九・三の *des rikes denest* は、具体的に何を意味するのであろうか。

① まず、ザクセンシュビーゲルの一般的用語法に従って、それを(特に)「ライヒに対する軍事勤務」と解してみよう。そうすると、レーン法七九の「一から三までの論旨の流れ全体は、まず一では例外的に *des rikes denest* の語で「自分の主君に対する参廷義務」のことを言い、次いで二では、それと区別するために、事実ライヒに対して行われる軍事勤務・宮廷出仕のことを *des rikes hervart oder hofvart* と言った上で、三では *des rikes denest* の通常の用法に戻り、この語で「ライヒに對する軍事勤務」(しかも、それは参廷義務と對比されているのだから、もっぱら「軍事勤務」のことだけ)を言っていることになる。しかし、すでに前註(13)で述べておいたように、ラント法廷への出頭義務・参廷義務を懈怠した場合の免責事由としての *echte not* の中には *des rikes denest* が数えられており(ラント法二・七)、この解釈はそれと矛盾することにならざるをえない。

② そこで今度は、このレーン法七九・三の *des rikes denest* は、一の例外的用法に立ち戻って、「自分の主君に対する参廷義務」を指す、と考えてみよう。この場合にも、①で指摘したラント法一・七との外見上の矛盾は依然として存在するが、それは、レーン法七九の一・三における *des rikes denest* の例外的用法に起因するものとして、実質的には解決することができる。因みにこの場合、レーン法七九の一・三は、全体として次のような論旨である、と理解されることになる。すなわち、ある主君に対するレーン法上の参廷義務を果たす家臣は、国王の命によりライヒのために軍事勤務または宮廷(への)出仕に従事する家臣と同じく、(それ以外の)レーン法上の参廷義務からは解放されるが、後者とは異なり、そのゆえをもってラント法上の参廷義務から解放されることはない。以上のように解釈すれば、ここで述べられているのは、実質的には、ある主君に対しレーン法上の参廷義務に従事する家臣が他の(レーン法上・ラント法上の)参廷義務のうち何から解放されるか、という問題であって、三の文言から一見そうも受け取れるのとは異なり、現にライヒの軍隊に勤務中の家臣に対していかなる裁判が行われるか、という問題ではないから、前註(68)の末尾で指摘したラント法一・四〇との矛盾も、表面(ないし表現)上のものにすぎない、ということになる。

以上の理由により、私は今のところ②の解釈を採っているが、それが誤っていないければ、ここにもレーン法に対するラント法の優位が示されている、と言えるだろう。

(70) 前註(26)、および、それに対応する本文を参照。

(71) 因みに、国王が就任に当たり誓約する内容は次のごとくである。「自分に能う限り(の力を尽くして)、法(recht)を強め不法(unrecht)を挫ぎ、しかして dat rike(=王国、国家)をその法(recht)について代表・擁護する(vorsta = vertritt)」。このうち最後の recht は「権利・権限」という含意を色濃く帯びているが、それをも敢えて「法」と訳すのは、さらに後述するように、ザクセンシュビーゲルにおける「法」の中枢に位置する(ラント法上の)「裁判権」が、同時に「国王の権力」の中核をなしているからである。

(72) Roderich SCHMIDT, Kaiser, König und Reich in der Wolfenbüteler Bilderhandschrift des Sachsenspiegels, in: Die Wolfenbüteler Bilderhandschrift des Sachsenspiegels, Kommentarband, hrsg. v. Ruth SCHMIDT-WIEGAND, 1993, S. 91.

(73) Art. Krone, HRG, Bd. 2, Sp. 1215 (v. H. FILLITZ), Art. Reichsinsigen, Reichskleinoden, HRG, Bd. 4, Sp. 638 (v. A. ERLER), 念のため一言すると、「王冠」と区別され、たとえば教皇による皇帝の聖別の際に専用される(固有の)「帝冠」は存在しなかった。

(74) なお、ラント法三・五四・四(=「なんびとも国王から、彼(=国王)からあらかじめ判決をもつて dat rike が剥奪されていない限り、彼の生命を要求する(=死刑の判決を発見し、または、下す)ことをえない」)の dat rike も、具体的には「王冠」、それが象徴する「王国(に対する支配権)」の意に解すべきであろう。これに対して、ラント法三・一九(=「自由人およびライヒの家人、これらの者は、彼等各自の法に従い rike に対し忠誠宣誓(=就任宣誓)を行うことによって、ライヒの前(=国王の裁判所)で証人となりまた判決を発見することができる」)の deme rike の語は、その裁判所を国王が主宰しているのだから、(直接に)「国王」を指している、とも解されるが(なお、ラント法三・五四・一(=「自由人の法に従い koning に対し忠誠宣誓を行い」)をも参照)、ラント法三・五六・一(=「フロンボーテ……は自由人の法に従い koning に対し忠誠宣誓を行わなくてはならない)では、そこに居合わせるのが——「国王」自身ではなく——「裁判官」にすぎないことから、具体的には「王冠」が用いられたものと考えられる。

(75) この点に関しては、前註(22)で、ザクセンシュビーゲルにおける「家人制」について述べたことを参照されたい。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 50 NO. 3 (1999)
SUMMARY OF CONTENTS

Lehnrecht und Verfassung im Sachsenspiegel (I)

Takeshi ISHIKAWA *

Aus technischen Gründen ist dieser Aufsatz in zwei Teile verteilt und der zweite Teil erscheint gleich im nächsten Heft. So wäre es zweckmäßiger, deutsche Zusammenfassung erst dem zweiten Teil, doch als Ganzes, beizulegen. Dafür bitte ich die Leser um Verständnis.

* Professor (emeritus) an der Hokkaido Universität.